

姫路市職員倫理審査会 次第

日時：令和5年7月25日（火）10:30～

場所：防災センター5階 災害対策本部会議室

1 開会

2 報告

- (1) 市議会議員の要望等に係る職員の対応に関する基本方針について
- (2) 令和4年度における姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例（規則）の運用状況等について
- (3) 公用施設への通話録音装置及び防犯カメラの設置について

3 連絡事項

4 閉会

市議会議員からの要望等に係る
職員の対応に関する基本方針

姫路市総務局

2023年4月

- 01 目的と定義
- 02 職員の責務と所属長の役割
- 03 市議会議員からの要望等の範囲
- 04 基本的対応
- 05 市議会議員の要望等に関するフロー図
- 06 市議会議員からの局別要望件数【令和4年度】

01 目的と定義

目的

- ▶ 職員が市議会議員からの要望等に対応するに当たり、職員としてとるべき対応に係る**基本的事項**について定め、職員の公正な職務の遂行を図る。

定義

職員	副市長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者、教育長及び任命権者が任命する地方公務員法第3条第2項に規定する一般職
市議会議員	姫路市議会議員
所属長	任命権者が任命する一般職の職員の所属する各局、部、室、センター、所、課及び出先機関の長等

02 職員の責務と所属長の役割

職員の責務

- ▶ 職員は本基本方針に従い、市議会議員からの要望等に組織的かつ公正に対応するとともに、職員の公正な職務の遂行を妨げる行為に対し毅然とした対応をとる。

所属長の役割

- (1) 所属長は、常に所属の職員とコミュニケーションを図り、市議会議員からの要望等について所属長に報告しやすい職場環境づくりに努める。
- (2) 所属長は、市議会議員からの要望等に対し適切な対応がとれるよう研修等に参加するとともに、所属の職員に対し適切な指導及び助言を行う。

03 市議会議員からの要望等の範囲

要望等とは

- ▶ 要望等とは、職員以外の者が、職員に対して行う当該職員の職務に関する要望、提言、提案、意見、苦情、依頼、その他職員の作為又は不作為を求める一切の行為
- ▶ 職員に一定の行動を求める場合は、市議会議員からの職員に対する情報提供、相談等も要望等に含む。

市議会議員の要望等

- ▶ 市議会議員からの要望等の対象範囲は、次のとおり

市議会議員	市議会議員及び市議会議員が自治会長等の肩書で行う要望等
市議会議員が関与	市議会議員による実質的な影響が認められる要望等*

*市議会議員が同席又は市議会議員から紹介（名刺等）を受けた者からの要望等

*市議会議員から紹介を受けた者の要望等が継続する場合、2回目以降の面談も「市議会議員が関与」する要望等として取り扱う。

04 基本的対応

1 面談の申入れ（事前予約）

- ▶ 要望等に係る面談は、事前に市議会議員からの申入れを受けた上で応じる
- ▶ 面談の申入れは緊急の場合を除き、職員の勤務時間内に受け付ける【本庁の場合8:35～17:20】
- ▶ **電話**による要望等は緊急の場合を除き、**原則禁止**

3 面談の申入れ先（受付対応）

- ▶ 市議会議員からの面談申入れの受付対応は、次のとおり

副市長への申入れ	秘書課
局長等*への申入れ	局庶務担当課等
参事級以下への申入れ	当該職員

*教育長、代表監査委員、上下水道事業管理者、医監、局長、担当理事等

2 申入れ時の確認事項

- ▶ 面談の申入れを受けた職員は、次の項目を確認する

◇面談の日時 ◇面談の場所 ◇要望等の概要

4 面談時間等

- ▶ 面談時間：原則30分以内
 - ※ 最長1時間
 - ※ 職員の正規の勤務時間内
- ▶ 面談時間が1時間を超過する場合は、市議会議員と協議の上、当該要望等に係る新たな面談日を設定

04 基本的対応

5 面談場所、録音の実施等

面談場所	原則庁舎等*
面談対応	複数人で対応 ※副市長の場合は、所管局又は秘書課職員が同席
録音の実施	面談開始から終了までの間ICレコーダによる録音

*「等」は、市の出先機関（支所、保健所、図書館など）

7 姫路市要望等庁内審議会

- ▶ 市議会議員からの要望等（全件）の報告を受け審議を実施

審議が完了した要望等	市長へ報告
要望記録と音声データ	姫路市文書取扱規程に基づき、適正に管理（消去を含む。）

6 要望等の記録の作成、報告等

- ▶ 市議会議員からの要望等を受けた職員は、記録票兼報告書（チェックリストを含む。）を作成し、面談日から3開庁日以内に起案

記録等の作成	事実に基づき正確に記載
記録等の報告	姫路市要望等庁内審議会へ報告、職員倫理課長の合議後、当該局等の長が決裁

8 市議会議員の不適切な言動等に対する対応

注意喚起	市議との面談中に不適切な言動等を確認した場合（面談後も可）
事前警告	姫路市要望等庁内審議会において必要と認めた場合
警告書	不当要求行為に該当すると認めた場合

① 事前予約 (日時・用件) 受付
 ! 受付時間は平日8:35~17:20

副市長への要望 → 秘書課
 局長への要望 → 局庶務担当課
 部長以下への要望 → 当該職員

・複数対応、ICレコーダーの準備ができない場合
 日時の変更を市議に依頼
 ・電話による要望等は緊急事案を除き原則禁止

② 要望等対応 (全件録音・複数対応)
 ! 原則30分以内、最長60分以内 (超える場合は別日を設定)

録音開始時: 日時、市議名、要望件名
 録音終了時: 終了時間、要望件名、所要時間

不当要求行為に該当又は発展しそうな言動があった場合

②-1 対象市議に注意喚起

③ 要望記録・チェックリストを作成
 ! チェックリストは決裁終了後も非公開

副市長への要望 → 秘書課又は同席した所管局職員が作成
 副市長以外への要望 → 当該職員が作成

④ 要望記録・チェックリストを起案
 ! 要望日から3開庁日以内

起案~所属課長(承認)→所属部長(承認)→倫理監督者(承認)→所属局長(確認)→職員倫理課(合議:主任・係長・課長補佐・課長)→所属局長(決裁)

! 緑色のエリア内で行政文書公開請求等を受けた場合、審議中のため要点記録・音声データは共に非公開

! ⑥、⑦、⑧、⑧-1、⑨、⑨-2、⑨-3は、職員倫理課が実施

⑤ 録音データを共有「職員倫理課提出用」フォルダに保存
 ! 所管局に録音データを残さない

・④の起案と同時に録音データを共有ファイルサーバ(所属)内の「職員倫理課提出用」フォルダに保存
 ・録音データの名称「〇〇議員_④の電子決裁文書番号」
 (例) 姫路花子議員_職員倫理課2023-0001

※不当要求行為の認定等に係る手続き(⑨、⑨-1、⑨-3)は、各任命権者が実施(審議結果は職員倫理課から提供)

⑥ 姫路市要望等庁内審議会報告・審議 (不当要求行為該当性を判断)

不当要求行為につながる可能性あり

⑥-1 対象市議に事前警告
 ! 副市長が実施。担当局長は随行

通常の要望等と判断

⑧ 市長に報告

判断が困難

⑦ 姫路市職員倫理審査会に諮問

不当要求行為と判断

⑨ 不当要求行為等として起案・市長等決裁を完了

通常の要望等と判断

⑧-1 録音データを廃棄
 ! 職員倫理課が廃棄(⑥で必要と判断したもの[3年保存]を除く)

※各任命権者(市長部局除く)については、市長に対し審査会への諮問を要請

⑨-1 対象市議に警告書を交付
 ! 副市長が実施。担当局長は随行

⑧-2 通常の要望等決裁を完了

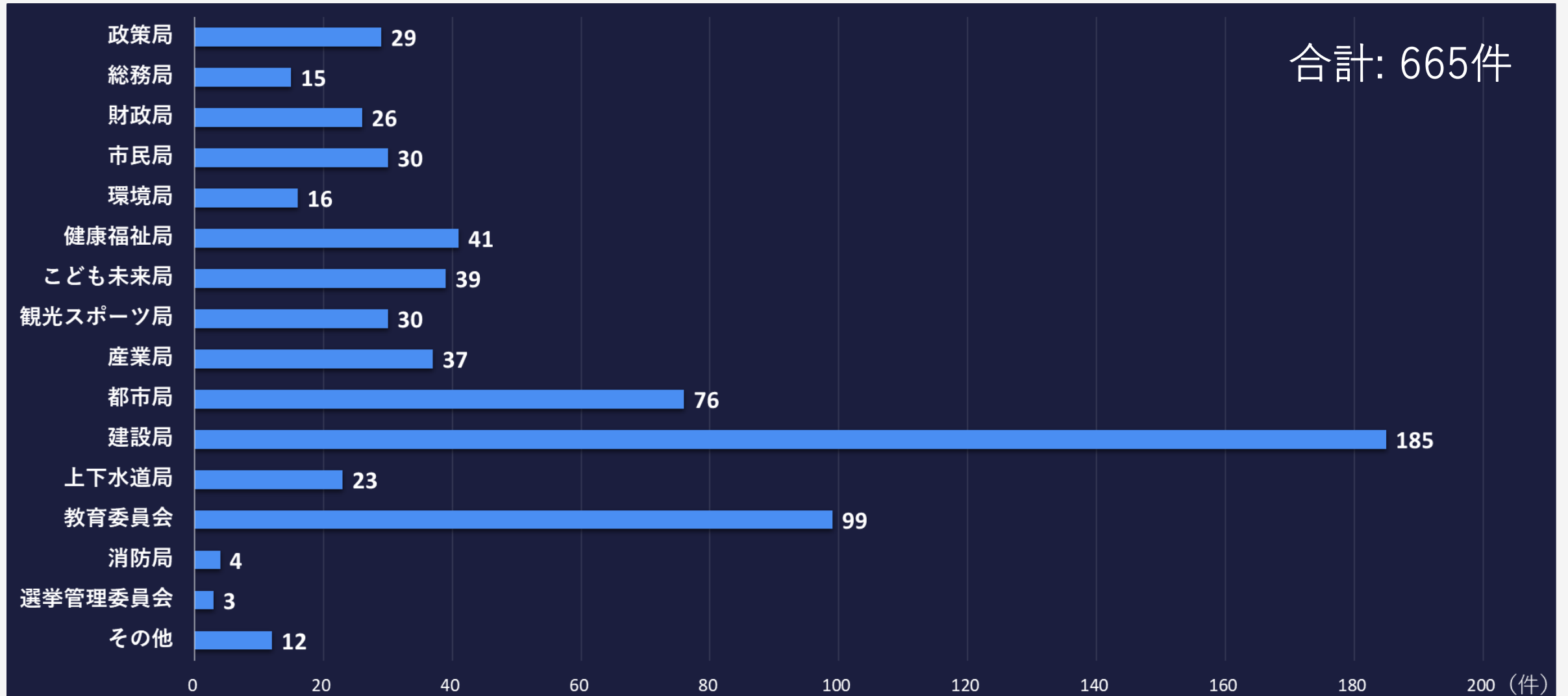
⑨-2 保存年限(10年)到達後に録音データを廃棄
 ! 職員倫理課が廃棄

⑧-3 要望記録を廃棄
 ! 要望記録は、保存年限(3年)到達後に所管課が廃棄

⑨-3 保存年限(10年)到達後に要望記録を廃棄
 ! 職員倫理課が廃棄

05 市議会議員の要望等に関するフロー図

06 市議会議員からの局別要望件数【令和4年度】



姫路市職員倫理条例運用状況(令和4年度)

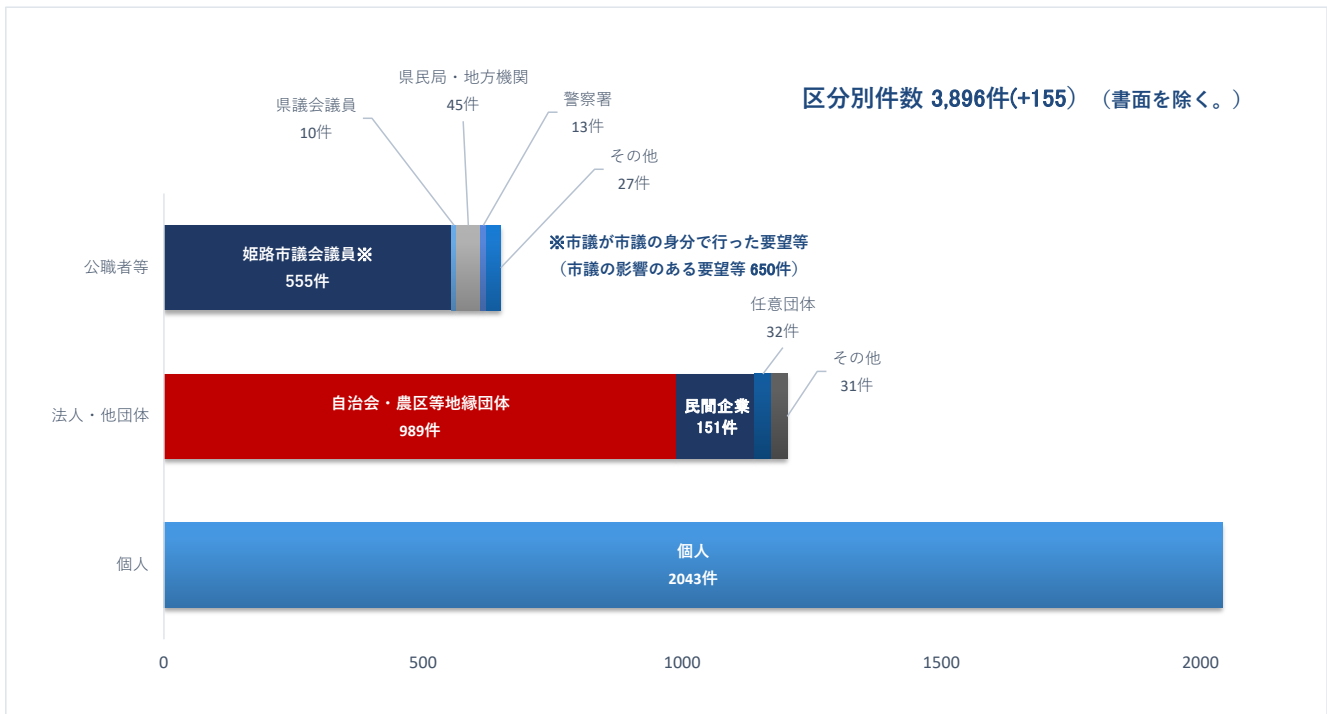
1. 記録件数について

単位:件

局名等	要望等の件数					要望等 (左記内数)		不当要求 行為等(左記内数)		書面	
	公職者等	法人・他団体	個人	合計	前年比	合計	前年比	合計	前年比	合計	前年比
政策局	25 (0)	18 (6)	40 (4)	83	-2	81	-1	2	-1	10	8
総務局	22 (0)	7 (0)	66 (2)	95	36	87	28	8	8	2	-12
財政局	18 (0)	8 (0)	28 (0)	54	-3	49	0	5	-3	0	0
市民局	41 (0)	26 (2)	96 (8)	163	-31	146	-31	17	0	10	-23
環境局	11 (0)	798 (5)	198 (41)	1,007	-74	1,005	-75	2	1	46	-25
健康福祉局	46 (0)	37 (1)	214 (45)	297	43	275	28	22	15	46	27
こども未来局	36 (0)	18 (4)	176 (22)	230	-54	224	-52	6	-2	26	-53
観光スポーツ局	30 (0)	12 (1)	26 (19)	68	16	67	16	1	0	20	-29
産業局	36 (0)	20 (9)	22 (2)	78	-8	76	-9	2	1	11	3
都市局	73 (0)	24 (2)	71 (20)	168	28	160	23	8	5	22	-5
建設局	136 (0)	129 (193)	188 (26)	453	-214	452	-210	1	-4	219	7
会計課	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1	-3	1	-3	0	0	0	0
上下水道局	26 (0)	20 (0)	67 (1)	113	-35	112	-31	1	-4	1	1
消防局	17 (0)	54 (0)	203 (2)	274	29	269	25	5	4	2	2
議会事務局	0 (0)	0 (0)	14 (13)	14	10	7	6	7	4	13	2
教育委員会事務局	120 (5)	28 (6)	592 (91)	740	470	726	458	14	12	102	-158
選挙管理委員会事務局	3 (0)	3 (0)	36 (3)	42	-62	42	-62	0	0	3	-3
監査事務局	0 (0)	1 (0)	2 (0)	3	-2	3	-2	0	0	0	0
公平委員会事務局	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	10 (0)	0 (0)	3 (0)	13	11	12	11	1	0	0	-1
合計	650 (5)	1,203 (229)	2,043 (299)	3,896	155	3,794	119	102	36	533	-259

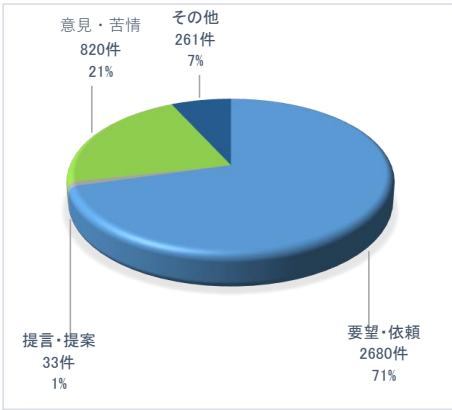
※()内は書面件数(要望等件数の外数)

※件数は速報値であり、その後、精査することにより増減することがあります。

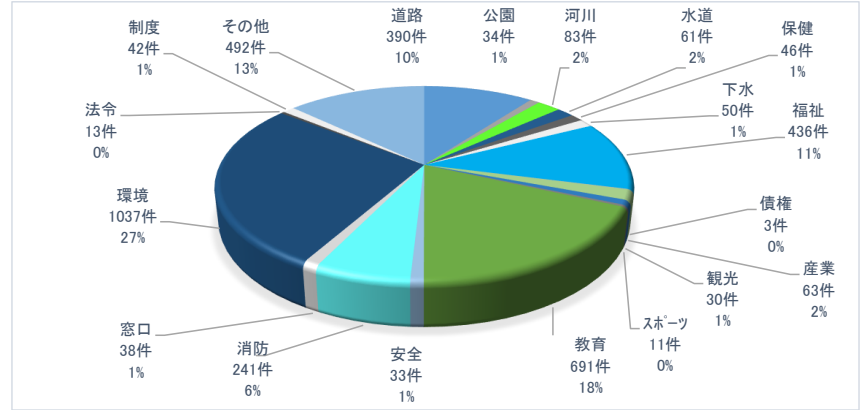


2. 要望等について（不当要求行為を除く。） 3,794件(+119件)

種別件数



分類別件数



任命権者別件数

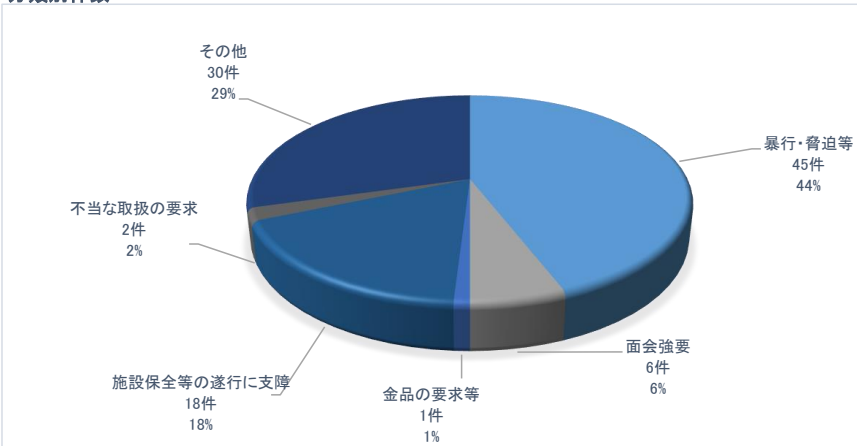
任命権者	要望等 (不当要求行為を除く。)
市長	2,623件
その他の任命権者	1,171件
合計	3,794件

区別別件数

要望者	要望等 (不当要求行為を除く。)
公職者等	650件
法人その他の団体	1,193件
個人	1,951件
合計	3,794件

3. 不当要求行為 102件(+36件)

分類別件数



任命権者別件数

任命権者	不当要求行為
市長	74件
その他の任命権者	28件
合計	102件

区別別件数

要望者	不当要求行為
公職者等	0件
法人その他の団体	10件
個人	92件
合計	102件

4. 書面について 533件(-259件) (不当要求行為なし。)

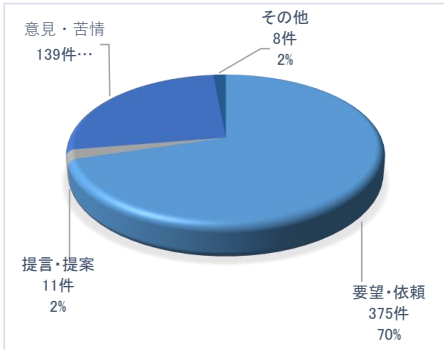
任命権者別件数

任命権者	要望等 (不当要求行為を除く。)
市長	412件
その他の任命権者	121件
合計	533件

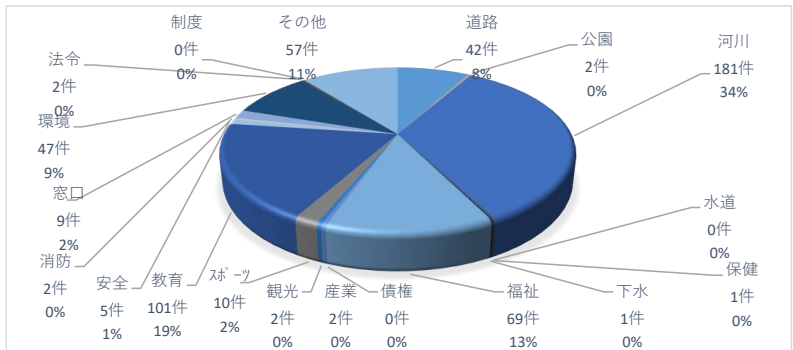
区分別件数

要望者	要望等 (不当要求行為を除く。)
公職者等	5件
法人その他の団体	229件
個人	299件
合計	533件

種別件数



分類別件数



5. 姫路市職員倫理審査会への諮問状況及び答申結果

(1) 諮問状況

種別	件数
要望等の不当要求行為への該当性	1件
不当要求行為者の氏名等の公表の適否	0件

(2) 答申結果

内容
不当要求行為に該当する行為があったとは判断できない。

6. 懲戒処分について

令和4年度 2人

令和5年度(6月末現在) 1人

不当要求行為の具体例(令和4年度)

分類	内容
暴行・脅迫等	職員からの説明に納得しない要望者が、職員に対し社会的相当性を逸脱した言動を伴う行為を行ったもの
	要望者が、地元で実施される工事に関して情報提供されていないことに納得せず、職員に対し社会的相当性を逸脱した言動を伴う行為を行ったもの
	飲酒した状態で来庁した要望者が、職員の説明に納得せず、職員に対し社会的相当性を逸脱した言動を伴う行為を行ったもの
	要望者が、協議の場で特定の職員に対し社会的相当性を逸脱した言動を伴う行為を行ったもの
面会強要	要望者が、職員からの説明に納得せず上司との面会を繰り返し求めたもの
金品の要求等	要望者が、市の補助事業で導入した物品について、自らの誤った使用方法により故障させたにも関わらず市に責任があると主張して金銭を求めたもの
施設保全	要望者が、職員から写真撮影を止めるよう求められているにも関わらず庁舎内で職員を撮影し続けたもの
	要望者が、職員の退去命令に従わず執務室に留まり続けたもの
不当な取扱の要求	要望者が、契約に関する非公開情報を提供するよう要望したもの
その他	要望者が、職員の対応に納得せず、繰り返し執拗に要望を行ったもの
	要望者が、職員の対応に納得せず、長時間にわたり執拗に要望を行ったもの
	要望者が、職員から書面回答できない旨の説明を受けたにも関わらず執拗に書面回答を求めたもの
	要望者が、電話にて用件を告げることなく執拗に上司に代わるよう求めたもの